

## 「医療分野」における不利益取扱い等(案)

(参考) 障害者権利条約や府県条例における医療分野の規定

### (1) 障害者権利条約

○障害者権利条約では、「締約国は、障害者が障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める」とした上で、締約国に対して、「他の者と同一の質の医療(例えば、情報に基づく自由な同意を基礎とした医療)を障害者に提供するよう要請すること」などを求めている。

### (2) 他の都道府県の条例

○千葉県条例では、医療を提供し、又は受けさせる場合に、障害のある人に行う次の行為を「不利益取扱い」と定義した上で、「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止している(ただし、過重な負担となる場合は除外)。

① 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

② 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

○熊本県条例では、医療を提供する場合に障害者に行う次の行為を「不利益取扱い」と定義した上で、禁止している。

① 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

② 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

○ また、過重な負担とならない場合は、「合理的配慮の提供」を求めている。

## 1. 昨年募集した事例等の分類

○ 昨年募集した事例等について、(1)～(3)に分類する。

(1) 「障害を理由とした不利益取扱い」と思われる事例

(2) 「合理的配慮の不提供」と思われる事例

(3) その他の事例

### (1) 「障害を理由とした不利益取扱い」と思われる事例

#### ① 障害を理由として医療の提供を拒むこと

[該当する可能性がある事例]

・ 大きな声をだす知的障害者が町の医療にかかったときに、「他の人に迷惑なので出て行って」と言われた。(知的)【事例1】

・ 聴覚障害者が一人(手話通訳同行なし)で病院を受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳派遣の依頼もないままに受診を断られた。(聴覚・平衡機能)【事例2】

- ・ 一般の内科医院で「こういう子(自閉症)は、手間と時間がかかって大変だから、診てくれる所がなかなかない」と実情を言われた。(発達・高次脳、自閉症)【事例7】
  - ※ 当該内科医院が該当する可能性があるものではない
- ・ すぐ近くの歯科医院が便利なのに、一回目の診療で面倒だと分かると簡単に障害児歯科センターを紹介された。(発達・高次脳、自閉症)【事例8】
- ・ 幼児の時に、歯科・耳鼻科にて、じっとしていないもので「こんなんでも治療できないし」と言われた。(知的)【事例10】
- ・ 医者に筋ジスだと伝えるとみてくれない。大きい病院に行くしかない。【事例12】



- 知的障害、聴覚障害、精神障害を理由として、診療を拒否すること
- 精神障害を理由として、2回目以降の診療を拒否すること など

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらないと考えられる。

## ② 障害を理由として医療の提供を制限すること

〔該当する可能性がある事例〕

- ・ 聴覚障害のある母が筆談や口の動きなどでは十分なコミュニケーションがとれないとわかった途端、「なぜ手術を受けようと思ったの？コミュニケーションがとれない人は責任が持てないので、術後ICUには受け入れられない」と、術後すぐに一般病棟に行くよう言われた。(聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく)【事例9】
- ・ 骨折で入院したとき、視覚障害ということで、ナースセンター横の病室に入れられた。見舞いの友人からもう一人の患者は70代の男性と聞き、驚いた。必要があっただろうが、60歳を超えても私も女性。男性患者と同室はいやだ。(視覚、精神)【村田委員提出資料】



- 聴覚障害を理由として、ICUでの入院を制限すること
- 視覚障害を理由として、女性患者を男性患者と同室にすること など

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらないと考えられる。

## ③ 障害を理由として医療の提供に条件をつけること

〔該当する可能性がある事例〕

- ・ 完全看護であるはずの病院が入院当初から24時間介護者をつけるように要求。手術が終わるとすぐに、対応が困難である事を理由に、「自宅で療養する」「転院する」事を促してきた。(知的、自閉症)【事例4】



- 知的障害を理由として、介護者をつけないと転院を迫ること など

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらないと考えられる。

#### ④ 障害を理由として強制的に入院や医療を行うこと

[該当する可能性がある事例]

- ・ 医師に「何とか退院させて地域の中で…」と話す、「この人、社会に生きられると思いませんか…無理です。」と言われた。(知的・精神)【事例3】
- ・ 精神障害もある姉妹、警察同行の上強制的に閉鎖病棟に入退院を5回繰り返している。(精神)【事例6】
- ・ 妊娠した時、障害児を産むのではないか？子どもを育てられるか？という理由で医師と母親から墮胎を勧められた。(視覚、難病)【村田委員提出資料】



- 知的障害、精神障害を理由として、本人が希望しない入院を強制すること
- 視覚障害を理由として、本人が希望しないのに墮胎すること など

※ ただし、正当な理由に基づく場合は、「不利益取扱い」に当たらないと考えられる。

#### ◆「正当な理由」に基づく場合(不利益取扱いに当たらない)と考えられるもの

- 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合
  - ・ 合理的配慮を提供しても、本人がパニックを起こしてしまい、治療を継続すると口腔内を傷つけてしまう場合 など
- 医師法第 19 条又は歯科医師法第 19 条(応召義務)の「正当な事由」に該当する場合
  - ・ 医師の病気により診療が不可能な場合 など
- 法令に特別の定めがある入院の場合 など
  - ・ 精神保健福祉法の「措置入院」(自傷他害のおそれ)の場合 など

#### (2) 「合理的配慮の不提供」と思われる事例

##### ① コミュニケーションや情報のやりとりに配慮が望まれる事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 病院の受付係がマスクをしていたので、「聴覚障害者なのでマスクを外してほしい」と何度かお願いしたが、理解がない。(聴覚・平衡機能)【事例 16】
- ・ 病院で先生が本人ではなく通訳ばかり見て話した。【事例 18】
- ・ 病院の予約だが、電話でしか予約できないので、FAXでも予約できるようにしてほしい。(聴覚・平衡機能)【事例 19】
- ・ 「病状の説明には手話通訳が必要」と言っているにもかかわらず、ドクターから筆談、それも難しい単語の羅列で本人に理解できない説明がされた。(聴覚・平衡機能)【事例 20】
- ・ 名前を呼ぶとき、合図してほしいと言っても、当たり前のように呼ばれ、薬の説明も健聴の娘(当時小5)にされた。筆談をお願いしても全て書いてもらえるわけではなく、単語のみ書かれ、話の内容が理解できなかった。(聴覚・平衡機能)【事例 21】
- ・ 診察室にて「私は聞こえない」と医師に言っても、顔を見てくれない。マスクを取ってくれない。紙に書いてくれない。手話通訳がついても通訳者に話しかけている医師もいる。(聴

覚・平衡機能)【事例 22】

- ・ 聴覚障害者が病院の受診予約をFAXでしようと思ったが、「本人確認ができない」という理由で、「電話か病院窓口で受付」との回答。(聴覚・平衡機能)【事例 23】



- 聴覚障害者が口の動きを読めるよう、マスクを外して対応すること
- 通訳ではなく、患者である障害者本人に対して説明すること
- 聴覚障害者が病院に来なくても予約できるよう、FAXでの予約も受け付けること
- 手話通訳や筆談などの対応をすること
- 病院で順番を知らせるため、電光掲示板を設置したり、視覚障害者に直接声をかけて知らせたりすること など

※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等に応じて変わるものであり、「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらないと考えられる。

## **② 障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫が望まれる事例**

[該当する可能性がある事例]

- ・ 介助で病院に行ったとき、脳性マヒの人がレントゲンをとる時、「動くな！動くな！」と言われ、説明してもわかってもらえなかった。(知的)【事例 14】



- 怒鳴られるとますます緊張して動いてしまう知的障害者には、検査などで「動くな」と怒鳴らないこと
- 自閉症の子どもがパニックを起こさないよう、当日の治療や検査の内容を絵や写真等で工夫して本人に伝えること
- 知的障害者が待てない・落ち着かない等の特性がある場合は、特性に配慮して対応すること など

※ ただし、合理的配慮の内容は障害態様や状況等に応じて変わるものであり、「過度の負担」を課す場合は、「合理的配慮の不提供」に当たらないと考えられる。

## **(3) その他の事例**

### **① 制度の改善に関する意見**

[該当する可能性がある事例]

- ・ 精神科特例で、一般病院と比べ、Drは3分の1、NSは4分の3でよい。結果として①閉鎖病棟に閉じ込められた。②患者の要求に応じる人がいない。【事例 11】
- ・ 措置入院、家族同意入院は本人を無視して強制入院→自己決定の権利を侵している。【事例 12】

### **② 障害に対する誤解・偏見等がある事例**

〔該当する可能性がある事例〕

- ・ 精神科病院への入院を話すと冷たい目で見られる。(精神)【事例 24】
- ・ 「何の薬？」と聞かれて「精神の・・・」と言えない雰囲気があって、ウソを言わなくてはならず、辛かった。結局、薬を飲まなくなった。(精神)【事例 25】
- ・ 病院の待合室で、おばあちゃんが走り回っている孫に向かって「おとなしくしないと、あのおじさんみたいに歩けなくなるよ」と言った。(肢体)【事例 26】
- ・ 精神科病院の転院で、地域の人たちの厳しい反対で通院の4人が悪化し再入院した。(精神)【事例 27】

### ③ その他

〔該当する可能性がある事例〕

- ・ 主治医が、人がマチュピチュに行くと言ったら病気が悪化するのなんのとすぐストップをかけようとする。(精神)【事例5】
- ・ 大人なのに小児科にずっと通院している。【事例 15】
- ・ 病院に入院中の人を見舞いに行ったが、受付の人が忙しくしていて、相手にしてもらえず、見舞えなかった。【事例 17】

## 2. 共生社会の実現に向けた推進方策の検討

○ 共生社会の実現に向けて、例えば、次のような方策が考えられるのではないか。

(考えられる推進方策の例)

### (1) 推進体制の構築

- オール京都体制で共生社会の実現を目指す「推進会議」の設置
- 分野ごとに課題を議論し、解決に向けた取組を進める「プロジェクトチーム」の設置 等

### (2) 未然防止の取組

- 障害に対する理解促進のための周知啓発
  - ・ 医療従事者に向けた、障害の正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障害者への接し方等に関するパンフレット配付や研修等
  - ・ 地域住民に向けた、障害の正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障害者への接し方等に関するパンフレット配付や研修等
  - ・ 障害のある人とない人が交流する場・イベント
  - ・ サポーター養成
- 医療提供体制の計画的な整備
- 合理的配慮に積極的に取り組む事業所(医療機関等)の表彰・認証 等

### (3) 事後解決の仕組み

- 個別事案について、相談、助言、あっせん等により解決を図る仕組み(相談員、第三者的な機関等の設置) 等